【水道法施行規則抜粋】

第二節　指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第十八条　法第二十五条の二第二項 の申請書は、様式第一によるものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第二十五条の三第一項第三号 イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二　法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

3　前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条　法第二十五条の二第二項第四号 の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人にあつては、役員の氏名

二　指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項 の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

三　事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）　*機械器具調書は下記を参考のこと*

第二十条　法第二十五条の三第一項第二号 の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四　水圧テストポンプ

各機械器具を調書に記載し、記載順番に写真を添付して下さい。